主 文

- 1 原告の被告東京弁護士会に対する訴えをいずれも却下する。
- 2 原告の被告日本弁護士連合会に対する請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 550号事件

(1) 主位的請求

被告東京弁護士会が平成15年2月18日にした原告を1年間又は6ヶ月間の国 選弁護人推薦停止にした処分を取り消す。

(2) 予備的請求 1

被告東京弁護士会が平成15年2月18日にした原告を1年間又は6か月間の国 選弁護人推薦停止にした処分は無効であることを確認する。

(3) 予備的請求2-1

被告東京弁護士会が平成15年7月8日にした原告を6か月の国選弁護人推薦停止にした処分を取り消す。

(4) 予備的請求2-2

被告東京弁護士会が平成15年7月8日にした原告を6か月の国選弁護人推薦停止にした処分は無効であることを確認する。

2 636号事件

被告日本弁護士連合会が平成15年9月4日にした原告の審査請求を却下した処 分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、東京弁護士会所属の弁護士である原告が、平成15年2月18日、1年間の国選弁護人推薦停止決定(以下「本件決定」という。、なお、同決定は、平成15年7月8日、本件決定を推薦停止6月に変更する旨の決定(以下「本件変更決定」という。)により変更されている。)を受けたことに対し、本件決定は、被告東京弁護士会が定める国選弁護運営規則に列挙された推薦停止事由に該当しないのにされた違法なものであるとして、被告東京弁護士会に対し、その取消し及び無効の確認を求める(550号事件)とともに、原告が本件決定についてした審査請求に対して、被告日本弁護士連合会がした回答を却下裁決とみて、同裁決の取消しを求める(636号事件)ものである。

なお、原告は、550号事件の訴状において、上記第1の1(1)ないし(4)記載の4つの請求の趣旨を挙げるが、甲第6号証によれば、本件変更決定は、本件決定を取り消して新たに国選弁護人としての推薦を停止した決定でなく、本件決定の停止期間が1年間であるものを6か月間に短縮するものであると認められるから、原告が、推薦停止の効力を争う550号事件の訴えにおいて取消し又は無効症認の対象とすべきは本件決定(ただし、本件変更処分により変更後のもの)というべきであり、本件変更決定そのものは、原告の不利益を軽減する原告にとって有のな処分であるから、これを取消しの対象とする必要はない。以上を前提に、原告のな処分であるから、これを取消しの対象とする必要はない。以上を前提に、原告のまりであるから、これを取消しを、予備的にその無効確認を求めるもので更後のもの)につき主位的にその取消しを、予備的にその無効確認を求めるものであると善解することができる。

また、本件各請求の趣旨及び請求の原因の記載によれば、本件請求は、本件決定及び本件回答を行政処分であるものとして、その取消し及び無効の確認を求めるものとみるほかなく、550号事件訴状に「東京地方裁判所民事部(行政部)御中」と記載されていることに照らしても、本件請求を各被告らに対して、本件決定又は本件回答を取り消す旨の意思表示を求める民事訴訟とみることは困難である。2 判断の前提となる事実(認定根拠を掲記しない事実は、当事者間に争いがない

か当裁判所に顕著な事実である。) (1) 原告は、被告東京弁護士会所属の弁護士である。

(2) 被告東京弁護士会は、平成15年1月21日付けの被告東京弁護士会刑事弁護委員会の議決を経て、平成15年2月18日、国選弁護人としての職務に著しく不適切な行為があった場合に当たるとの理由で原告について1年間国選弁護人の推薦を停止する旨の決定(以下「本件決定」という。)をした(甲1)。

(3) 原告は、平成15年4月10日に被告東京弁護士会に対して不服申立てを し、被告東京弁護士会は、平成15年7月8日、本件決定を推薦停止6月に変更す る旨の決定をし(甲6。以下「本件変更決定」という。)、原告は、決定書を翌9 日に受領した。

原告は、平成15年8月4日、被告日本弁護士連合会に審査請求をしたと (4) 平成15年9月4日付け原告に対し、「当連合会は審査請求を受 ころ(甲14) け付けること自体ができない」旨記載した回答書を送付して(甲8。以下「本件回 答」という。)、審査請求書を返還し、原告は、同回答書を5日に受け取った。 当事者の主張

(1) 550号事件

原告

(ア) 本件決定の違法性

東京弁護士会「国選弁護運営規則(平成12年2月7日改正)」9条1項には 「国選弁護人としての職務に著しく不適正な行為があった場合・・・国選弁護人の 推薦を停止することができる」となっており、これを具体化するものとして東京弁 護士会刑事弁護委員会決議「国選弁護活動の改善のために」が存在するが、本件決 定の理由は、前記規則及び決議が挙げる推薦停止事由のいずれにも該当しないもの であった。

なお、平成15年3月7日に改正された「国選弁護運営規則」では、推薦停止事由は、国費による弁護人の推薦等に関する準則をもって定める(9条2項)とする が、本件決定の理由は、同日制定された「国費による弁護人の推薦等に関する準

則」の推薦停止事由のいずれにも該当しない。 したがって、本件決定は、推薦停止事由に該当しない行為をこれに該当するもの としてしたものであり、違法かつ無効なものというべきである。 (イ) 法律上の争訟性について

本件は、弁護士の利害のみならず、国民の利害に関わるものであるから、一般市 民秩序と直接関係を有しない内部的な問題とはいえず、部分社会の法理によって法 律上の争訟で当たらないものとすることは無理である。

また、国選弁護人の選任権限は裁判所にあり、国選弁護人の推薦は、裁判所から 委ねられた事務であって、弁護士会の自治に関わる事項ではないから、弁護士自治 を理由に法律上の争訟に当たらないとすることもできないし、その事務については 司法審査の対象となるべきものである。

訴えの利益について

本件推薦停止に関する記録は保存され、次に推薦停止の問題が起こった際に前科 として不利益に勘酌されることがある上、本件決定は、原告の名誉に関わるもので あるから、訴えの利益が存しないということはない。

行政処分性について

国選弁護人推薦制度は、弁護士会の利益を守るのが目的ではなく、公の利益を守るために、弁護士法に基づく団体である弁護士会が国から委任されたものであり、 推薦停止を受けた弁護士は、国選弁護を受任する権利を奪われることになる。よっ て、行政処分性は肯定できる。

被告東京弁護士会

法律上の争訟でないこと(部分社会の法理)

弁護士会は、その目的を達成するために必要な諸事項については、会則等によりれた規定し、実施することができる自律的、包括的な権能を有し(同法33条1 項2項)、一般市民社会秩序と別個に自律的な法規範を有する団体を形成している のである。そして、本件の国選弁護人推薦停止は、まさに、弁護士会が、その存立 目的実現のため、構成員に対して行った指導、監督行為であり、弁護士会の自律的 権能の行使というべきものである。

また、国選弁護人制度が、公正かつ適正な国選弁護人選任権の保障及び弁護人の 国家機関からの独立性の担保に寄与している実情にかんがみれば、本来的に外部審 査に親しまないものである。

加えて、弁護士法は、弁護士という職業が本来的にもつ公共性、独立性を担保するため、懲戒処分という弁護士に対する最も峻厳な作用についてさえ、弁護士会の自律性を尊重した規定を設けていることを考慮すれば、弁護士会の自治的活動は、 その他団体内部の行為と比較しても、特にその自律性の価値は重要であり、かつ、 尊重されなければならない。

よって、本件は、裁判所の司法審査の対象とはならないというべきである。

(イ) 訴えの利益のないこと

被告は、平成15年2月18日に、原告を1年間の国選弁護人推薦停止とした

が、その後、推薦停止期間は6か月に変更されており、平成15年8月18日の経過をもって推薦停止期間は終了したのであるから、仮に推薦停止処分が行政処分であるとしても、既に処分の法的効果は失われており、回復すべき法的利益は存在しない。したがって、原告は、処分を取消し、又は無効確認を求める利益はなくなった。

記録が保存されることや原告の名誉に関わることは推薦停止処分の法的効果ではなく、派生的あるいは付随的効果にすぎないし、また、前科として不利益に勘酌されるという点については、推薦停止について前科を考慮するという規定ないし準則は存在せず、単に抽象的なおそれをいうにすぎず、いずれの理由も本件決定を取り消して法的効果を除去する必要性の認められるものではない。

(ウ) 行政処分性について

原告の請求は、被告東京弁護士会のした決定が行政処分であるとして行政事件訴訟法に基づき、その取消し又は無効の確認を求めるものであるが、これらの訴訟の対象となる処分とは、公権力の主体である国又は公共団体が行う行為のうちで、その行為により直接国民の権利義務を形成し、その範囲を画することが法律上認められているものをいうところ、弁護士会の推薦停止行為の行政処分性には疑義があり、本件処分は処分性を有しないものというべきである。

(2) 636号事件

ア原告

被告は、本件回答(名称はともかく、法的性質としては却下裁決に当たるものというべきである。)の理由としてのは、被告が上級行政庁に当たらないことであるが、日本弁護士連合会は「・・・弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする」団体であって(弁護士法45条2項)、場合によっては、弁護士会の違法又は不当な処分を職権をもって取消・停止し得るものであるから、行政不服審査法5条1項1号にいう上級行政庁に当たることは明らかであり、原告の審査請求を却下した同裁決は取り消されるべきものである。

イ 被告日本弁護士連合会 (ア) 行政不服審査法5条は、審査請求は、①処分庁に上級行政庁があるとき、 ②法律に審査請求をすることができる旨の定めがあるときにできるものとし、本件 決定については、審査請求をできる旨の法律の定めがない。 そして、行政不服審査法にいう「上級行政庁」とは、行政組織ないし行政手続上

そして、行政不服審査法にいう「上級行政庁」とは、行政組織ないし行政手続上処分庁の上位にある行政庁であって、その行政目的達成のため、当該行政事務に関し、一般的・直接的に処分庁を指揮監督する権限を有し、処分庁が違法又は不法な処分をしたときは、これを是正すべき職責を負い、職権をもって当該処分の取消し・停止を行い得るものをいうと解されている。

被告日本弁護士連合会は、各弁護士会に対し、一般的な指揮監督権は有しているが(弁護士法45条)、本件決定のような官公署その他に対する弁護士の推薦権限は、登録等の進達拒絶や懲戒処分と異なり、弁護士会の固有権限に属し(同法33条2項10号)、被告がその処分を職権をもって取り消したり停止したりすることは認められていない。したがって、本件決定に関しては、被告は、東京弁護士会の「上級行政庁」には該当しない。

- (イ) 以上の理由により、本件審査請求は、行政不服審査法5条の要件を満たさず、審査請求ができる場合に該当しないため、被告日本弁護士連合会は、本件審査請求を受理することができないものとして、原告に対し、審査請求の受理をせずに審査請求書を原告に返還したものである。
- (ウ) 原告は、被告に対し、原告の審査請求を却下した裁決の取消しを求めているが、被告は、上記の理由により審査請求を受理すること自体ができないものとして、原告に対して審査請求書を返還したものであり、何らの裁決もしていないのであるから、本地での地域である。

第3 当裁判所の判断

- 1 550号事件の訴えの適法性
- (1) 本件決定の行政処分性

ア 550号事件は、主位的に本件決定の取消し、予備的に本件決定の無効確認を 求めるもので、両請求に係る550号事件の訴えは、抗告訴訟(行政事件訴訟法3 条1項)であるところ、抗告訴訟の対象となる処分とは、公権力の主体である国又 は公共団体が行う行為のうちで、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し 又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう(最高裁判所昭和 39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁)。

ウ このような観点がら検討する。 弁護士連合会により、①同法12条においては、16条において達登録若しくは登録を 絶についての審査請求を却され、②同法14条1項により登録 を取消請求に係る異議の申出を棄却され、②の決定又は③の拒絶の取消 もの訴えを提起することを認め、また、同法62条において、④同法56条によりの訴えを提起することを認め、また、同法62条において、④同法60条にめの取消 もの訴えを提起することを認め、また、同法62条において、④同法60条に必の訴えを提起することを認め、また、同法62条において、④同法60条に必の取消 もの訴えを提起することを認め、また、同法62条において、④同法56条によりの所よの訴えを提起することを認めて抗告策認のにない。 のが、これら以外の弁護士会のの表によりの行為に弁護士連合会が同決定につきたは、同決定に対したが、のの行為に対して取り扱う旨の法令上の根拠はないということができ、したがって、を処分として取り扱う旨の法令上の根拠はない。。

その上、同決定については、国の機関に対する監督権の発動を求める途もないことや、同決定が法律上の根拠に基づくものでないことによれば、同決定自体、同業者団体一般が行う自治的活動の一環として行われているものと解するのが相当であり、国からの委任に基づいて公権力を行使しているものではないと解すべきである。

エ この点について、弁護士法43条の2は、弁護士会が弁護士法に基づいて行う 処分について行政手続法第2章及び第3章の規定を適用しないことを定めていること、日本弁護士連合会が弁護士法に基づいてした処分については行政不服審査法に よる不服申立てをすることができないことを規定した弁護士法49条の3の反対解 釈として、弁護士会が弁護士法に基づいてした処分については行政不服審査法によ る不服申立てをすることができると解することができること、さらに、弁護士法16条及び62条が、前記のとおり、弁護士会の行為に対する審査請求についての裁決に対し取消訴訟を提起できることを規定していることからすれば、同法に基づく弁護士会の行為一般が、審査請求の前提となる原処分として行政庁の処分であるかのようにみえないでもない。

したがって、弁護士法に基づく弁護士会の行為について行政庁のした処分と同視する余地があるとしても、それは、上記のとおり個別に行政不服審査法に基づく不服申立て及び取消訴訟の提起を許した規定のある行為に限られるというべきであり、弁護士法43条の2の規定はこのような解釈の妨げとなるものではない。オーよって、国選弁護人推薦停止に係る弁護士会の決定については、その行為の性質からしても、また行政不服審査法に基づく不服申立て及び取消訴訟の提起を許した規定がないことからも、これを行政庁のした行政処分として抗告訴訟の対象となることはないものというほかない。

ることはないものというはがない。 このように解した場合、国選弁護人推薦停止決定を受けた者は、これを取消訴訟 において争うことはできないが、仮に、それによって法的な不利益が生じるなら ば、その者は、民事訴訟においてそのような不利益が生じていない法的地位の確認 を求めたり、損害賠償請求訴訟を提起することができると解されるのであって、推 薦停止決定を受けた者の保護に欠けることはない。

(2) 小括

よって、550号事件の訴えは、いずれも、本件決定が行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とは認められず、その余の点について判断するまでもなく、抗告訴訟の対象となり得ない行為の取消しを求めるものとして不適法なものといわざるを得ない。

なお、仮に、本件決定を行政事件訴訟法3条2項の処分に該当するとした場合においても、本件決定による原告の国選弁護人推薦停止は、平成15年8月18日の経過をもって終了しており、原告が本件決定により受ける国選弁護人推薦停止の効力は既に消滅したものといわざるを得ないがら、本件決定の取消し及び無効確認を求める利益も消滅したといわざるを得ない(本件処分を受けた旨の記録が残ることや本件処分により原告の名誉が害されたこと、さらには、後に同種の処分を受けた場合に本件処分を受けたことが考慮される可能性があることについては、いずれも本件決定の本来的な効果ではなく、反射的に生ずる事実上の効果であるから、それにより、本件決定の取消しや本件決定の無効確認を求める利益が肯定されるものでより、本件決定の取消しや本件決定の無効確認を求める利益が肯定されるものでより、ものであり、550号事件の訴えは不適法ということになる。2636号事件について

- (1) 行政事件訴訟法3条3項は、裁決取消しの訴えとは、審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取り消しを求める訴訟をいう。
- (2) そして、被告東京弁護士会による本件決定は、前記1のとおり行政処分ではなく、行政不服審査法4条は、行政庁の処分(この法律に基づく処分を除く)に不服がある者は、次条及び第6条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる旨定めているのであるから、行政処分でない同決定に対して行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことは許されないというべきである。

また、仮に、本件決定の処分性の点をおくとしても、行政不服審査法5条は、行

政庁の処分についての審査請求は、①処分庁に上級行政庁があるとき、②前号に該当しない場合であって、法律に審査請求をすることができる旨の定めがあるときできる旨定めるところ、被告日本弁護士連合会は、各弁護士会がした処分等の介護士法によって審査請求の権限を付与された登録又は登録替えの請求の進達の弁護な懲戒を除くものについては、それを職権をもって取り消したり、停止するにとは認められていないのであるから、被告日本弁護士連合会が被告東京弁護士連合会が改合しても、行政不服審査法5条に基づき本件決定につき被告日本弁護士連合会に、仮に本件決定が行政処分であり、これに対して被告日本弁護士連合会に、仮に本件決定が行政処分であり、これに対して被告日本弁護士連合会に、仮に本件決定が行政処分であり、これに対して被告日本弁護士連合会に、仮に本件決定が行政処分であり、これに対して被告日本弁護士連合会に、仮に本件決定が行政処分であり、これに対して被告日本弁護士連合会に、

さらに、仮に本件決定が行政処分であり、これに対して被告日本弁護士連合会に 審査請求をすることができるものであったとしても、本件回答の時点においては、 本件決定の法的効力は既に消滅し、その取消しを求める利益は消滅していたのであ るから、審査請求の利益も消滅したというべきものであり、同被告としては、審査 請求を却下すべきものであったと認められる。

請求を却下すべきものであったと認められる。 そして、本件において被告日本弁護士連合会がした本件回答は、あくまで原告がした「審査請求」を受理せず、審査請求書を返還するものではあるが、これは、法的には審査請求を却下するものと認められるべきであるから、その処理に誤りはなかったというべきである。

(3) そうすると、636号事件の訴えは適法ではあるが、理由がないものというべきである。

第4 結論

以上によれば、原告の被告東京弁護士会に対する訴えはいずれも不適法であるからこれを却下することとし、被告日本弁護士連合会に対する請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 藤山雅行

裁判官 廣澤諭 裁判官 加藤晴子